

越境ECにおいて消費税還付を受けるには

越境ECとは、海外の消費者を対象とするインターネット通販です。

海外へ商品を輸出する際は消費税が免除されますが、仕入れをはじめとする経費にはもともと消費税がかかっています。

払いすぎた消費税を返還してもらうには申請が必要です。

このドキュメントでは、越境ECにおいて払いすぎた消費税の還付申請について解説します。

海外の消費者を対象に越境ECを行おうと考えている人は、ぜひ参考にしてください。

越境ECにおいて消費税は免税対象

消費税とは、日本国内で消費される商品やサービスに対して課されている税金です。

税金を負担するのは消費者ですが、国への納付は商品やサービスを提供した事業者が行います。

越境ECの場合、商品やサービスを提供する相手は海外の消費者であるため、消費税は発生しません。

※参考:[消費税のしくみ | 国税庁](#)

輸出免税とは

消費税は日本国内の消費にかかる税金であるため、国外で消費される商品やサービスは課税対象となりません。

これを輸出免税といいます。

海外へ向けて販売する商品やサービス以外にも、国際輸送、国際郵便や国際電話も、輸出免税の対象として認められています。

※参考:[No.6551 輸出取引の免税 | 国税庁](#)

消費税還付とは

消費税還付とは、本来は払う必要がない消費税を払った場合、相当する金額が返金されることです。

越境ECで販売する商品の仕入れ、発送、輸出業務などの経費にかかっていた消費税は、還付を受けられます。

還付申請は、一定の条件を満たしたうえで、必要な書類をそろえなければなりません。

※参考:[No.6613 免税事業者と仕入税額の還付 | 国税庁](#)

越境ECで消費税還付を受けるための条件とは

消費税の還付を受けるには、一定の条件を満たす必要があります。

ここでは、越境ECで消費税還付を受けるための条件を解説します。

消費税課税事業者である

消費税の還付を受けるには、消費税課税事業者である必要があります。

消費税課税事業者の定義や必要な手続きは、以下のとおりです。

消費税課税事業者の定義

消費税課税事業者とは、課税売上高が1,000万円を超える事業者です。

法人なら事業年度の前々事業年度、個人事業者なら、前々年の暦年の売上高が対象となります。

なお、新設法人は、資本金が1,000万円以上であれば、課税事業者として認められます。

消費税課税事業者に該当する場合、所定の手続きが必要です。

必要な手続き

課税事業者は、「消費税課税事業者届出書」を作成し、所轄の税務署長に提出します。

書類は国税庁のWebサイトからダウンロードできるので、すみやかに作成して提出しましょう。

※参考:[\[手続名\]消費税課税事業者届出手続\(基準期間用\) | 国税庁](#)

原則課税を選択している

消費税の計算方法は、「原則課税方式」と「簡易課税方式」の2種類があります。

原則課税方式とは、「売上に含まれる消費税額」から「仕入れや経費に含まれる消費税額」を差し引いた金額を消費税として納める方法です。

ただし、原則課税方式を選択していないと、消費税の還付は受けられないので、注意しましょう。

簡易課税方式については、後で詳しく解説します。

還付申請書類を提出している

消費税の還付を受けるためには、所轄の税務署長に申請書類を提出しなければなりません。

必要な書類や申請のタイミングは、以下のとおりです。

申請に必要な書類

還付申請には、課税期間に対応する確定申告書、仕入控除税額に関する明細書、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書が必要です。

国外に商品を輸出したことを証明する必要があるため、輸出許可書も提出します。

さらに、消費税を払っていることを示すために、仕入れの納品書や領収書などの帳票類も提出しましょう。

申請のタイミング

申請のタイミングは、法人と個人事業主でそれぞれ異なります。

法人は課税期間の末日の翌日から2カ月以内、個人事業者は課税期間の翌年3月末日までに、申請する必要があります。

越境ECで消費税還付が受けられないケースとは

越境ECを行っていても、消費税が還付されないケースもあります。

どのような場合に、消費税還付が受けられないのかを解説します。

消費税免税事業者を選択している

消費税免税事業者を選択している事業者は、消費税還付の対象にはなりません。

また、課税売上高が1,000万円以下は、消費税免税事業者となります。

売上実績が1,000万円以下の新設会社も、最初から消費税が免除とされている可能性があります。

簡易課税を選択している

課税売上高が5,000万円以下の事業者は、簡易課税を選択できます。

簡易課税とは、業種ごとのみなし仕入れ率を用いて、すでに支払っている消費税額を計算する方法です。

計算が簡単である反面、還付金額の算出ができないため、還付を受けられません。

越境ECでの消費税還付の注意点

越境ECで消費税還付を受けるには、さまざまなことに気をつける必要があります。

ここでは、越境ECでの消費税還付の注意点を解説します。

課税業者や原則課税の選択

免税事業者は、「消費税課税事業者選択届出書」を提出すると、課税事業者へ変更できます。

また、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」の提出により、簡易課税から原則課税に切り替えられます。

ただし、書類提出後2年間は、免税事業者や原則課税に戻せません。

売上高の見通しをしっかりと立てたうえで、手続きをすべきかどうかを判断しましょう。

※参考:[No.6125 国内取引の納税義務者 | 国税庁](#)

各種書類は必ず保管

越境ECで消費税の還付を受けるためには、輸出を行ったことや、仕入れで消費税を払ったことを証明する書類が必要です。

提出を求められる書類は、輸出証明書、請求書、納品書、領収書などです。

発行期限が定められている場合もあるため、なくさないようにしっかりと保管しておいてください。

還付金はすぐに支払われない

申請を終えてから、還付金が支払われるまでには、1ヶ月から1ヶ月半程度かかります。

申請しても、すぐに支払われないため、運転資金への充当を予定している場合は、できるだけ早く申請しましょう。

なお、e-Tax(電子申告)を利用すると、申請から2週間程度で還付金が支払われます。

まとめ

越境ECでの売上に関しては、消費税の還付を受けられる可能性があります。

そのためには、一定の条件を満たしたうえで申請をしなければなりません。

さまざまな書類を添付する必要があるので、申請方法について理解しておきましょう。